

小児慢性特定疾病指定医の更新申請のご案内

児童福祉法における「小児慢性特定疾病指定医」の指定の有効期間は、指定日より5年以内です。引き続き指定を希望される場合は、奈良市へ更新申請書類をご提出いただきますようお願いいたします。

○更新対象者

主たる勤務先の所在地が奈良市内であり、かつ、小児慢性特定疾病指定医の指定を受け、有効期間が半年以内に終了する方

※ 令和4年4月1日より、主たる勤務先のある自治体1か所のみ申請する形に一元化されました。これまで複数の自治体から指定を受けていた方が、更新を行う場合には、主たる勤務地の自治体についてのみ更新申請を行い、その他の自治体への手続きは不要となります。主たる勤務地の自治体が奈良市である場合のみ、更新申請を行ってください。

○更新申請の提出期間

有効期間終了の半年前から有効期間終了まで

- ※ 有効期間終了の1か月前までの申請分について、有効期間終了までに新しい指定通知書の発行をいたします。有効期間終了の1か月以内に申請された場合、新しい指定通知書の発行が、有効期間終了以降となる可能性があります。
- ※ 有効期間を超えた更新申請は受付できません。その場合、新規申請をしていただく必要があります。

○必要書類

- ・ 小児慢性特定疾病指定医更新申請書
- ・ 医籍登録番号及び登録年月日に変更がある場合、医師免許証の写し
- ・ 小児慢性特定疾病指定医研修の受講による指定医（指定医番号が2902で始まるもの）のうち、専門医資格による指定医への変更を希望する場合、専門医に認定されていることを証明する書類の写し

(裏面)

○提出先

〒630-8122 奈良市三条本町13番1号
奈良市 健康医療部 保健所 保健予防課 医療給付係
電話 0742(93)8397(直通)

○変更事項について

直近で交付している指定通知書の記載内容から変更がある場合は、更新申請書の該当項目についてのうえ、変更事項を記入してください。変更のない事項については記載不要です。

今回の更新申請の際に判明した変更事項については、更新分の指定通知書にのみ変更事項を反映いたします。現在分の指定通知書に変更事項の反映が必要な場合、「小児慢性特定疾病指定医変更届出書」の提出が必要です。

○勤務先を奈良市外に変更された方について

主たる勤務先を奈良市外に変更される場合は、勤務先の所在地を管轄する都道府県・市へ小児慢性特定疾病指定医の指定申請をしてください。

各種様式は奈良市のホームページに掲載しています。

<https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/98/8894.html>

※他県等への手続きについては、各都道府県・市のホームページをご参照ください。